

27監第15号  
平成27年8月25日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好 隆  
同 小林 治 男

平成26年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

# 平成26年度財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

平成26年度決算に基づく健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

## 2 審査の期日

平成27年8月11日

## 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.19
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.19
③実質公債費比率	8.4	10.6	13.3	25.0
④将来負担比率	52.3	52.9	64.2	350.0

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が766,705千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,845,841千円に対する比率は、 $\Delta 7.06\%$ で、早期健全化基準の13.20%を下回っており良好な状態を示している。

#### ② 連結実質赤字比率について

すべての会計の実質収支額及び資金余剰額を合算すると2,041,021千円の

黒字であるため連結実質赤字額はなく、標準財政規模 10,845,841 千円に対する比率は、△18.81%で、早期健全化基準の 18.20%を下回っており良好な状態を示している。

(単位:千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	766,705	568,600	198,105
国民健康保険特別会計 実質収支額	84,029	117,351	△33,322
後期高齢者医療特別会計 //	1,175	1,348	△173
公共下水道事業特別会計 //	-	87,707	△87,707
農業集落排水事業特別会計 //	-	8,792	△8,792
公営簡易水道事業特別会計 //	13,469	5,322	8,147
温泉宿泊施設事業特別会計 //	7	3	4
小 計	865,385	789,123	76,262
水 道 事業会計資金剰余額	793,406	716,130	77,276
温泉引湯 //	175,387	216,111	△40,724
公共下水道 //	137,846	-	137,846
農業集落排水 //	9,288	-	9,288
病 院 //	59,709	77,225	△17,516
連結実質黒字額合計	2,041,021	1,798,589	242,432

- ・水道事業会計は、流動資産 862,427 千円から流動負債 69,021 千円を控除した差額 793,406 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・温泉引湯事業会計は、流動資産 184,479 千円から流動負債 9,092 千円を控除した差額 175,387 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・公共下水道事業会計は、流動資産 279,500 千円から流動負債 141,654 千円を控除した差額 137,846 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・農業集落排水事業会計は、流動資産 12,522 千円から流動負債 3,234 千円を控除した差額 9,288 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・病院事業会計は、流動資産 1,066,912 千円から流動負債 1,007,203 千円を控除した差額、59,709 千円が比率算定上の適用金額である。

※ 公営企業会計は、会計基準の変更に対応するため、平成 26 年度から流動資産では貸倒引当金を加え、流動負債では企業債、引当金を控除して算定されている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成 26 年度の単年度では前年度より改善され 7.58%となった、実質公債費比率は3ヶ年平均で算定することとされているため、平成 24 年度から平成 26 年度までの平均では、8.4%（24 年度 8.8%、25 年度 8.9%、26 年度 7.6%）となり、早期健全化基準（25.0%）を下回り、前年度に比較して 2.2 ポイント下がって着実に改善が図られている。

④ 将来負担比率について

将来負担額は 29,860,556 千円で、地方債の償還がすすみ、前年度と比較して 881,728 千円減少している。

(単位:千円)

項 目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	14,143,254	14,904,753	△761,499
債務負担行為に基づく負担見込額	86,726	32,163	54,563
公営企業債等への繰入見込額	12,536,388	12,423,535	112,853
退職手当負担見込額	2,847,894	3,100,670	△252,776
広域連合等への負担見込額	246,294	281,163	△34,869
将来負担額合計	29,860,556	30,742,284	△881,728

一方、充当可能財源等は 25,402,598 千円で前年度と比較して 750,645 千円減少した。

交付税措置見込額や充当可能基金の減少など、全体的に充当可能財源が減少したことによるものである。

(単位:千円)

項 目	金額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	3,995,889	4,143,940	△148,051
都市計画税など充当可能特定財源	1,238,158	1,351,171	△113,013
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	20,168,551	20,658,132	△489,581
充当可能財源合計	25,402,598	26,153,243	△750,645

将来負担比率は、上記の将来負担額 29,860,556 千円から充当可能財源 25,402,598 千円を控除した残額 4,457,958 千円（将来負担すべき実質的な負債）が、標準財政規模 10,845,841 千円から算入公債費等の額 2,347,953 千円（公債費等に対する交付税措置額）を控除した残額 8,497,888 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、52.3%となり、早期健全化基準の 350%を下回

り前年度に比較して0.6ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成26年度公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成26年度決算に基づく資金不足比率

### 2 審査の期日

①水道事業会計	平成27年6月29日、8月11日
②温泉引湯事業会計	平成27年6月29日、8月11日
③公共下水道特別会計	平成27年6月29日、8月11日
④農業集落排水事業特別会計	平成27年6月29日、8月11日
⑤病院事業会計	平成27年7月1日、8月11日
⑥公営簡易水道事業特別会計	平成27年7月23日、8月11日
⑦温泉宿泊施設事業特別会計	平成27年8月6・7・11日

### 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成26年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	平成25年度 (%)
法 適 用	① 水道事業会計	—	20.0	—
	② 温泉引湯事業会計	—		—
	③ 公共下水道事業会計	—		—
	④ 農業集落排水事業会計	—		—
	⑤ 病院事業会計	—		—
法 非 適 用	⑥ 公営簡易水道事業特別会計	—		—
	⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計	—		—

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は793,406千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は175,387千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

③ 公共下水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は137,846千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

④ 農業集落排水事業特別会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は9,288千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑤ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金不足額は59,709千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内にある。しかしながら、厳しい資金収支が続いているので、営業活動によるキャッシュフローをプラスにすることが急務である。

⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は13,469千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は7千円で、資金不足はなく、経営健全化基準20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項

はない。

※公営企業会計は、会計基準の変更に対応するため、平成 26 年度から流動資産では貸倒引当金を加え、流動負債では企業債、引当金を控除して算定されている